

農地法第3条の規定による許可申請書

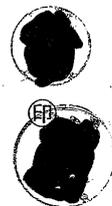
農地 の 設定
 下記 () () 賃借権 を () したいので、農地法第3条第1項および同法施
 採草放牧地 に 移転

行規則第2条の規定により許可を申請します。

平成19年 月 日

千葉県知事様
 (白井市農業委員会会長) 様

申請者
 譲受人 氏名(名称) [Redacted]
 譲渡人 氏名(名称) [Redacted]



記

1 申請当事者の氏名(名称)、住所、職業および年齢

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	備考
譲受人	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	

2 許可を受けようとする土地の所在、番地、地目、面積、利用状況、普通収穫高および耕作者の氏名または名称

所在・地番	地目		面積	10アール 当り普通 収穫高	利用 状況	所有者 氏名 (名称)	利用者		備考
	台帳	現況					氏名 (名称)	利用 権原	
[Redacted]	畑	畑	991㎡	[Redacted]千円		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	畑	畑	981㎡			[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
以下余白									

3 権利を設定し、または移転しようとする事由の詳細

高齢化にともない耕作が出来なくなり、又、後継者が農業に従事できず賃借権を設定

4 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

賃貸借契約

様式第1号の2

5 権利を設定、移転しようとする当事者およびその世帯員が現に所有し、または使用収益権を有する農地および採草放牧地の面積ならびにこれらの者が権原に基づき現に耕作または養畜の事業に供している農地および採草放牧地の面積

	譲 受 入						譲 渡 人			
	所 有 地			借 入 地		経営地 ①+④	自作地 ①	小作地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作 中の土地 ④	その他 ⑤					
田	0	0	0	0	0	0	1,332	0	0	1,332
畑	4827	0	0	1972	0	6799	10,046	0	0	10,046
樹園地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4827	0	0	1972	0	6799	11,378	0	0	11,378
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山林その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 権利を取得しようとする者またはその世帯員(構成員)がその耕作または養畜の事業に従事している状況およびその労働力以外の労働力に依存している状況(法人にあってはその法人のその耕作または養畜の事業に係る労働力の状況)

	氏 名	年 齢	性 別	権利取得者 との続柄	職 業	農 作 業 従事日数	備 考
世帯員 (構成員)			男			265日	
常用			男		農業		
			男		農業		
季節雇・臨時雇		年間延日数		男	日	女	日

7 権利を取得しようとする者およびその世帯員の農機具および家畜の保有状況

種 類	農 機 具					家 畜				
	動力噴霧 器 購入予 定	動力揚水 機 購入予 定	ロータ リーモア 購入予定	軽トラック 購入予定	トラクター他 より借入	該当なし				
数 量	1	1	1	1	1					

8 その他参考となるべき事項

・農閑期には飯野正男氏の農地の手伝いをしながら技術習得をする計画です。また、必要に応じて臨時雇いを雇用し人手不足を解消します。

・譲渡人に川上一江氏には、トラクター等を借りるほか、随時営農に関する知識・技術指導を受けていきます。

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成14年3月6日	地図番号	余白
【不動産番号】	[REDACTED]				
【所在】	[REDACTED]				余白
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
[REDACTED]番	畑	991		余白	余白
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年3月6日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	条件付所有権移転仮登記	昭和40年1月29日 第277号	昭和40年1月29日売買(条件 農地法第3条の許可)	権利者 [REDACTED] 順位6番の登記を移記
	所有権移転	昭和42年12月14日 第7704号	昭和42年11月16日売買	所有者 [REDACTED] 順位6番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年3月6日
2	所有権移転	平成17年3月4日	平成14年10月9日相続	共有者

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

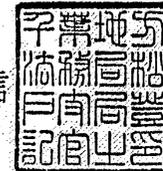
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
		第 [REDACTED] 号		[REDACTED] 持分4分の2 [REDACTED] 4分の1 [REDACTED] 4分の1 [REDACTED]
3	[REDACTED]を除く共有者全員 持分全部移転	平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 第 [REDACTED] 号	真正な登記名義の回復	所有者 [REDACTED] 持分2分の1 [REDACTED]

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。
(千葉地方法務局成田出張所管轄)

平成19年6月27日
千葉地方法務局松戸支局

登記官

関根正信



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成14年3月6日	地図番号 余白
【不動産番号】	[REDACTED]				
【所在】	[REDACTED]				余白
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
[REDACTED]番	畑	981		余白	余白
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年3月6日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和●●年●月●●日 第●●●●号	昭和●●年●月●●日売買	所有者 [REDACTED] 順位4番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成●●年●月●日
2	所有権移転	平成●●年●月●日 第●●●●号	平成●●年●●月●日相続	共有者 [REDACTED] 持分4分の2 [REDACTED]

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
				4分の1 [Redacted] 4分の1 [Redacted]
3	[Redacted]を除く共有者全員 持分全部移転	平成●●年●月●●日 第●●●●号	真正な登記名義の回復	所有者 [Redacted] 持分2分の1 [Redacted]

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

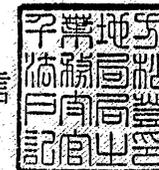
(千葉県方法務局成田出張所管轄)

平成19年6月27日

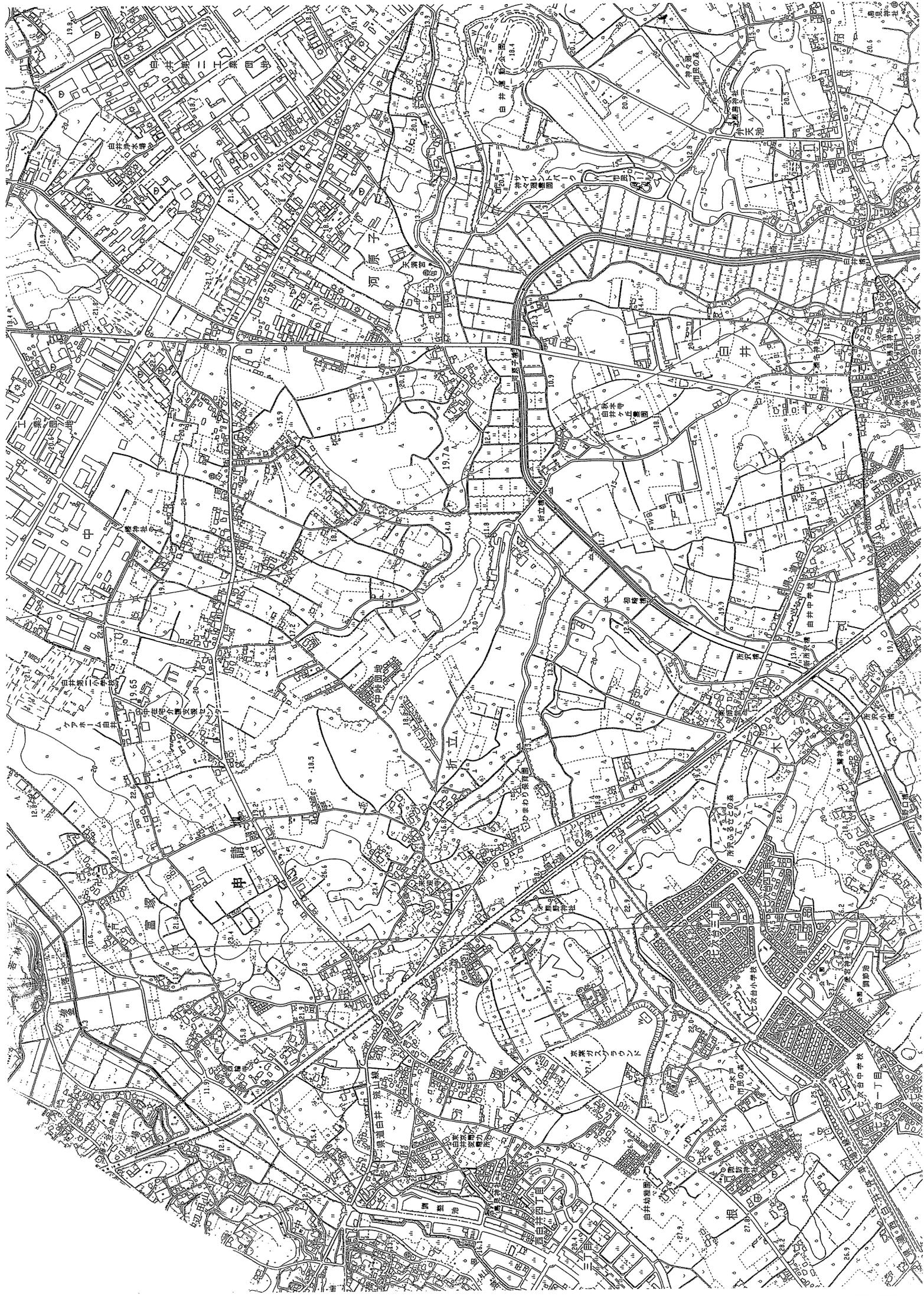
千葉県方法務局松戸支局

登記官

関根正信



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。





神

1082-4

1082-3

1082-6

1059-4

1058-2

1054-4

1056-2

1054-1

1057-2

申請地

1054-7

1057-3

1054-9

1054-10

1054-5

1054-6

4

1080-2

1060

1062-1

1063

道

3

1062-2

1053-1

1053-3

3. 技術習得に関する事項(予定を含む)

学校教育 ・ 施設研修	学校・研修先の名称	所在地	教育・研修期間
	農業大学校		
	研修内容 同大学校の就農準備講座を受講する予定		
農業法人等 実務研修	研修先の名称	所在地	研修期間
	研修内容		
その他	名称	所在地	研修期間
	研修内容 土壌の改良、肥料知識、果樹の作付け・病害虫と農薬の知識、剪定と摘果の知識・収穫の時期・収穫の注意事項、梱包技術、及び農業経営その他		

4. 販売・収支計画

(1) 販売予定先

販売先	作物名	販売単価	売上高
インターネットでの通信販売 街道沿い売店での直売 農協に加盟し、指導を仰ぐ	下記(2)収支計画	に準ずる	

(2) 収入計画

作物名	生産量	販売単価	売上高
イチジク(14.48 a)	3,706 kg	600 円/kg	2,223,600 円
桃(9.86 a)	1,409 kg	476 円/kg	670,684 円
梅(9.86 a)	655 kg	350 円/kg	229,250 円
ブルーベリー(14.48 a)	579 kg	1000 円/kg	579,000 円
キューイ(14.48 a)	2,056 kg	400 円/kg	822,400 円
合計			4,524,934 円

(3) 支出計画

諸経費	金額	積算根拠
肥料、農薬	300,000 円	土壌改良済み 1000 kg・40%
運送費	150,000 円	1 か月 3 万円×5 か月(収穫期のみ)
人件費	960,000 円	時給 800 円×3 名×4 h×100 日
その他雑費	500,000 円	出荷用箱・売店仮設材・燃料他
合計	1,910,000 円	

(4) 収支

上記(2)の合計 上記(3)の合計

$$(4,524,934) - (1,910,000) = (2,614,934) \text{ 円}$$

5. 資金計画

(1) 営業開始に必要な支出(機械・設備・その他)

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費
運搬用具	軽トラック 1 台	許可後	25 万円
耕作機	トラクター 1 台 (三菱マイガン D・1100FD)	許可後	知人より借入 0 円
管理機	動力噴霧機(発動機式) 1 台	許可後	30 万円
	動力揚水機(発動機式) 1 台	許可後	50 万円
	ローリー(5 馬力) 1 台	許可後	40 万円
	肩掛式刈払機(2 馬力) 3 台	許可後	30 万円
	ネットその他	許可後	知人より借入

(2) 資金調達計画

資金名	事業名	借入時期	借入額	備考
自己資本による	経営のため資金調達	計画はありません。		

6. その他

- ①許可を戴き農業に従事しましたら認定就農者申請をします。
- ②千葉県農業大学校の研修科の講座を受講し実践的な知識や技術を習得する。
- ③販売に関しては、インターネットや直売のほか、農協に加盟し農協の直売所での出品を依頼したり、日本ブルーベリー協会等の各業界の協会に加盟し販路の拡大をはかる。
- ④資金調達について

貯預金並びに ████████ 役員報酬(非常勤役員)・株主配当をもって充当するため、金融機関よりの借入は予定していません。なお、██████ への勤務に取締役会として通年で5回程度の出席となります。

委任及び確認

私は 小松原 修昭 を代理人と定め左の行為をする権限を委任します。また、代理人が作成した申請書の内容については、私の事業計画と相違なく、私はその内容に従って申請に係る事業を行います。

一 農地法第三条の規定による許可申請に関する一切の件

右記の委任及び確認書のこと相違ありません。

平成 年 月 日

住所
氏名

[Redacted address and name]



委任及び確認

私は 小松原 修昭 を代理人と定め左の行為をする権限を委任します。また、代理人が作成した申請書の内容については、私の事業計画と相違なく、私はその内容に従って申請に係る事業を行います。

一 農地法第三条の規定による許可申請に関する一切の件

右記の委任及び確認書のこと相違ありません。

平成 年 月 日

住所
氏名





農地賃貸借契約書

■■■■ (以下「甲」という。)と■■■■ (以下「乙」という。)とは、甲所有の別紙物件目録記載の農地 (以下単に、「本件土地」という。)の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(目 的)

第1条 甲は、乙に対し、本件土地を賃貸することを約し、乙は、これを借り受けることを約する。

(使用目的)

第2条 乙は、本件土地を、畑として耕作するものとし、その他の目的に、使用してはならない。

(甲の協力義務)

第3条 甲は、乙が農地法第3条所定の許可を得るための手続につき、協力する。

(引 渡 し)

第4条 本件土地の引渡しは、現地において、甲から乙に対し、現実に引き渡して、これを行うものとする。

(期 間)

第5条 賃貸借の期間は、満●年間とする。

- 2 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借は従前と同一の条件で更新する。

(事前承認)

第6条 乙が、本件土地を田にしたり、又は、採草、放牧地として使用しようとするときは、甲の事前の承認を受けなければならない。

(小 作 料)

第7条 小作料は、年額金 ●●●●円とし、乙は毎年●月末日までに、上

物件の目録

1. [REDACTED]

畑 902 m²

2. [REDACTED]

畑 991 m²

3. [REDACTED]

畑 981 m²

但し、詳細な範囲については、別紙実測図記載のとおり

以 上

記金員を甲の許に、持参して支払うものとする。

(契約解除)

第8条 乙が、本件土地の耕作を1年以上にわたって行わず、また、農地以外の目的に利用したときは、甲は、この契約の解除を、農業委員会に対し、申し出ることができる。

2 契約解除の申入が承認されたときは、乙は、直ちに本件土地を原状に復して、甲に返還しなければならない。

(その他)

第9条 甲と乙は、相互に誠意をもって、この契約の履行につとめるものとし、この契約各条項に定めのない事項の発生したとき、又は各条項の解釈につき疑義を生じたとき、若しくは農地法の適用について、不明の点の生じたときは、相互に協力し、協議し、解釈するものとする。

以上のとおり契約したので、本言2通を作成し、甲乙各署名の上、各1通宛これを、保有する。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

甲

[Redacted signature area]

[Redacted text]



乙

[Redacted signature area]

[Redacted text]

[Redacted text]

